

令和7年度四日市市認知症カフェ運営業務受託者募集要項

1. 業務の目的

本業務は、認知症当事者と家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集い交流できる「認知症カフェ」を運営することにより、認知症当事者の社会参加促進、家族の負担軽減及び地域における認知症に関する理解の促進を図り、安心して認知症になれる地域をつくることを目的とする。

2. 業務の内容

別添「令和7年度四日市市認知症カフェ運営業務委託仕様書」のとおり

3. 委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

4. 応募要件

(1) 医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の非営利法人又はそれに準じるもの、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護を開設する法人又は認知症に関する理解を有する市民活動団体であり、下記の①から④までの全てを満たしていること。

- ① 認知症に関する理解を有する医療・福祉の専門職（医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）1名以上を運営者に含んでいること。
- ② 四日市市内に事務所を有すること。
- ③ 宗教的活動や政治的活動、営利活動を主たる目的とする法人又は団体でないこと。
- ④ 暴力団、暴力団員又はその関係者が関与している法人又は団体でないこと。

(2) 業務の目的に賛同し、別添仕様書を遵守して業務を実施できること。

(3) 令和8年3月31日までに事業を開始できること。

5. 募集力所数

14カ所程度

6. 委託料

(1) 基本額(予定額)

実施月における利用者数の実績に応じて、以下のいずれかの基本額に実施回数(月4回を上限とする)を乗じた額を支払う。

		契約単価(1回あたり)
ア	本人(※1)の参加が1人以上10人以下の場合	16,000円
イ	本人の参加が11人以上かつ以下のi)の要件を満たしている場合	21,000円
ウ	本人の参加が11人以上かつ以下のi)、ii)、iii)全ての要件を満たしている場合	26,000円
エ	本人の参加がなく、介護者(※2)のみ参加の場合	7,000円

(要件)

- i) 運営者(※3)を3名以上配置していること
- ii) 運営者のうち2名以上が専門職であること
- iii) 本人ミーティング、ピアサポート又は地域の団体や企業等と連携し、本人の社会参加活動等に関する取り組みを実施していること

※1 本人は、仕様書4(1)①に規定する利用対象者とする。ただし、以下の者については、委託料算定の対象外とする。

- ① 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホームに入所又は入居している者
- ② 自法人及び系列法人が運営する有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、ケアハウスに入居している者

※2 介護者は、仕様書4(1)②に規定する利用対象者のうち市内在住の者に限る。

※3 運営者とは、認知症カフェの事前準備や当日の運営等の実務を担うスタッフのことを指す(※四日市市認知症カフェ運営マニュアル4.(2)参照)

(2) 開設時初期経費加算

開設初年度1回限り、以下の金額を加算する(初回実施時に請求) 30,000円

(3) オンライン実施支援加算

災害時や感染症拡大時にオンライン形式で認知症カフェを実施して経費を要した場合、要した経費の種別に対応した以下の金額を上限とし実額を加算するものとする。

		契約単価(月1回限り)
ア	オンライン会議用アプリケーション利用料加算 オンライン会議用アプリケーション(Zoom等)の利用に経費を要する場合	上限2,200円
イ	通信機器借上料加算 通信機器(Wi-Fiルーター等)の借りに経費を要する場合	上限3,000円
ウ	端末機器借上料加算 オンライン会議用の端末機器(パソコン、タブレット等)の借りに経費を要する場合	上限4,000円

7. 応募手続き

(1) 応募受付期間

令和7年1月24日(金)～2月25日(火) 四日市市役所 高齢福祉課必着

※ 募集要項、申請書は市役所高齢福祉課の窓口、もしくは市ホームページからダウンロードが可能。

(2) 応募に係る経費の負担

応募に係る経費は、すべて応募者の負担とする。また、提出された書類等は返還しない。

(3) 応募に必要な書類

- ① 四日市市認知症カフェ運営業務受託応募申請書(第1号様式)
- ② 四日市市認知症カフェ運営業務実施計画書(第2号様式)
- ③ 四日市市認知症カフェ運営業務見積書(第3号様式)
- ④ その他必要と認める添付書類

定款・会則等、役員等の名簿、運営者のうち4(1)①該当者の資格証の写し、実施場所の地図、平面図(※継続申請の場合、内容変更がなければ不要)

※ 年度途中で運営者のうち4(1)①該当者が変更となった場合は、資格証の写し及び名簿を提出すること。

8. 審査について

(1) 審査の実施

応募書類の内容を審査し、必要に応じてヒアリング又は実地調査を行ったうえで、受託候補としての選定可否を審査する。

応募法人が多数となり、募集力所数を超過することが見込まれる場合は、評価点の高い法人又は団体を優先して、受託候補者とする。

(2) 審査基準

下記の項目について評価を行い、適性を審査する。

審査内容	評価項目
信頼度・活動状況	法人又は団体、若しくはその役員の実績、活動内容等
運営方針	取組姿勢、運営方針の明確性等
事業内容	支援者・ボランティアの体制、専門職の実績、場所及び設備、利用可能人数、実施内容(認知症当事者の視点を踏まえたものとなっているか等)、関係者・地域との連携
認知症カフェの活動実績	実施回数、登録人数、参加人数
その他	事業計画の実現性・継続性、提案の独自性

(3) 審査結果の通知

受託候補者としての選定可否を決定後、審査結果を申請者へ送付する。

9. 契約

選定された受託候補者と協議を行い、協議が整った後に契約を締結する。

【お問い合わせ先】

〒510-8601

四日市市諏訪町1番5号

四日市市 高齢福祉課(四日市市役所3階)

電話:(059)354-8170

e-mail:koureifukushi@city.yokkaichi.mie.jp